

令和8年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和8年7月1日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第33号 高浜市税条例の一部改正について
議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第35号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第36号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第37号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
議案第38号 事業契約の変更について
議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- 日程第2 議案第42号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第3 議案第43号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第4 議案第44号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- 日程第5 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第6 意見案第1号 公務用車両のカーナビに係るNHK受信料の全額免除措置を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋 本 友 樹	2番	荒 川 義 孝
3番	神 谷 直 子	5番	野々山 啓
6番	今 原 ゆかり	7番	福 岡 里 香
8番	岡 田 公 作	9番	長谷川 広 昌
10番	北 川 広 人	11番	鈴 木 勝 彦
12番	柴 口 征 寛	13番	倉 田 利 奈
14番	黒 川 美 克		

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	杉 浦 康 憲
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	村 越 茂 樹
企 画 部 長	野 口 恒 夫
総合政策グループリーダー	原 田 優
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
財務グループリーダー	平 川 亮 二
市 民 部 長	岡 島 正 明
経済環境グループリーダー	都 築 真 哉
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	竹 内 正 夫
こども未来部長	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	磯 村 順 司
土木グループリーダー	村 松 靖 宣
学校経営グループリーダー	清 水 健
学校経営グループ主幹	岩 間 基 訓

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	内 藤 克 己
主 査	祖父江 佑 介
主 任	立 花 容史枝

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、6月24日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る6月24日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。市長より、議案第42号から議案第44号及び報告第12号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討しました結果、本日、日程を追加し、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行い、続いて、報告第12号の報告を受けることに決定しました。

また、福岡里香議員ほか2名より、意見案第1号 公務用車両のカーナビに係るNHK受信料の全額免除措置を求める意見書が提出され、その取扱いについて検討しました結果、本日、日程を追加し、意見案の上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

引き続き、皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 本日の議事日程は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、議案第42号から議案第44号、報告第12号及び意見案第1号、以上、議案3件、報告1件及び意見案1件を追加し、お手元に配付しております日程表のとおりといたします。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務建設委員長、橋本友樹議員。

〔総務建設委員長 橋本友樹 登壇〕

○総務建設委員長（橋本友樹） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る6月23日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案5件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第33号 高浜市税条例の一部改正について、委員より、公的年金受給者の扶養親族等申告書について、一定の方に提出を求めることとなっているが、対象になる方はどの程度見込んでいかとの問いに、課税の資料が公的年金支払報告書のみの方で障害者控除、寡婦控除適用の方、扶養親族がいて非課税の方について、約170名が影響すると思われると答弁。

同委員より、特定暗号資産による譲渡所得について、総合課税の場合より税負担が軽くなるケースも生じ得るのかとの問いに、総合課税では税率が10%、市民税6%、県民税4%であるが、分離課税となり、市民税3%、県民税2%という税率適用となると答弁。

他の委員より、住宅ローン控除が行われた場合、個人市民税は減収となると思うが、減収分は国から補填されるのかとの問いに、個人市民税は減収となるが、その補填として国から地方特例

交付金が全額歳入されるとの答弁。

議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、これは質疑はございませんでした。

議案第35号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、課税限度額引上げにより影響を受ける世帯数及び増収額の見込みはとの問いに、令和6年所得の試算で影響するのが95世帯、影響額は95万円ほどと答弁。

他の委員より、軽減措置の拡大で7割軽減が拡大されないのはなぜかとの問いに、7割軽減については、その計算をする際に、もともと所得割が生じない世帯が対象で物価上昇の影響は少ない見込み、見直しはしないとの答弁。

同委員より、高所得者の限度額引上げ、2割軽減、5割軽減の拡充がされる。これにより、国保税のプラス、マイナスといった予想はとの問いに、軽減拡大によって数字は上がっているが、制度上、給料とかが上がって、現在の5割世帯、2割世帯はイコールになる。95万円は税収がアップするという考えとの答弁。

議案第36号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員より、葬祭補償の金額が上がるが、近隣自治体も同じように上がるのかとの問いに、今回の改正は、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴うもので、近隣自治体と同様との答弁。

議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、質疑はありませんでした。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はございませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第33号、挙手多数により原案可決。

議案第34号、議案第35号、議案第36号は、挙手全員により原案可決。

議案第40号は、挙手多数により原案可決。

以上が、総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照ください。

以上で、総務建設委員会の委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 橋本友樹 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、野々山 啓議員。

〔福祉文教委員長 野々山 啓 登壇〕

○福祉文教委員長（野々山 啓） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る6月24日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案

3件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第37号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、委員より、令和8年度分に限り、原則として、改正前の55万円を用いて算定する特例は時限措置であるかとの問いに、令和8年度限りの措置であり、政府の物価上昇対応に伴う税制改正の影響を遮断するための特例であるとの答弁でした。

議案第38号 事業契約の変更について、委員より、維持管理業務仕様変更に伴い、約2,464万円の減額となっている。この見直しはどのような経緯や課題、認識をきっかけに検討が始まったのか。また、その見直しによって、施設の維持管理水準や利用者サービスへの影響はないのかとの問いに、近年の物価及び人件費の高騰により、維持管理のコスト増への対応として、改めて維持管理業務の見直しを行ったものであり、見直しの内容が法定点検以外のもので利用者に影響とか水準が下がるようなことはないとの答弁でした。

議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、委員より、主要・新規事業等の概要ナンバー1、地域工場見学事業と地域まつり企画・運営事業について、それぞれの主な目的はとの問いに、高浜のことをもっと知っていただいて、そして魅力あるものにしていただく、もっとまちづくりに参加していただくことを目的としているとの答弁でした。

また、委員より教育委員会とどうつなげていくのか、つながるのか、そして教育にどう生かしていくのかとの問いに、総合政策グループが今事業を進めているが、今後、学校関係とも協力しながら、子供たちにも高浜のことをもっと好きになってもらえるような取組を続けていきたいとの答弁でした。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決結果を申し上げます。

議案第37号、議案第38号及び議案第40号、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御覧ください。

以上で、委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 野々山 啓 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

議案第33号、反対討論。

12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、議案第33号 高浜市税条例の一部改正について、日本共産党を代表して反対の立場で討論を行います。

今回の改正には複数の内容が含まれておりますが、反対する理由は、附則第19条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例に関する部分になります。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うためのものではありませんが、暗号資産に係る課税の特例については、国税、住民税を含めた税制の在り方そのものに関わる改正であり、その評価も税制全体の観点から考える必要があります。

委員会質疑においても確認したとおり、今回の改正により、特定暗号資産に係る譲渡所得については、所得額の大小にかかわらず、同一税率で課税されることとなります。また、総合課税の場合より税負担が軽くなるケースが生じ得ることも確認されました。税制は、所得や負担能力に応じて負担を求める総合課税を基本とするべきであると考えます。しかし、今回の改正は、これまで総合課税で課税されていた暗号資産による所得について、新たに分離課税を導入するものです。

現在、1億円の壁が大きな問題となっております。その要因の一つが株式譲渡益や配当所得などの金融所得に対する分離課税です。高額所得者ほど金融所得の割合が高くなり、所得が増えるほど税負担が低下するという逆転現象が生じています。今回の改正は、その分離課税の対象を新たに暗号資産にまで広げるものです。

本来であれば、税の累進性を回復し、負担能力に応じた公平な課税を目指すべきであります。しかし、今回の改正はその方向に逆行するものと考えます。また、所得額の大小にかかわらず、同一税率で課税することは、高額な暗号資産所得を得る人ほど恩恵を受けやすい仕組みとなり、1億円の壁をさらに拡大させるおそれがあります。さらに、暗号資産は価格変動が大きく、投機の対象となりやすい性格を持っています。そのような暗号資産について、税制面から投資しやすい環境を整備することにも賛成できません。

税制は所得や負担能力に応じて公平に負担を求めることを基本とするべきであり、新たな分離課税の創設によって、税の公平性を損なうべきではないと考えます。

以上の理由により、本議案には賛成できないことを申し述べ、反対討論といたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第38号、賛成討論。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第38号 事業契約の変更について、賛成の立場で討論いたします。

高浜小学校整備事業契約の変更については、サービス対価の改定に伴い、1,836万9,229円の増

額となる一方で、維持管理業務の仕様変更に伴い、2,464万8,564円が減額となり、結果として627万9,335円の減額となるものです。

私はこれまで、高浜小学校整備事業におけるPFI方式については、その有効性に疑問を呈してまいりました。PFI事業は、民間事業者が適正な利益を確保することを前提とした仕組みで、事業内容によっては発注者である自治体に十分なメリットが生じない場合が多々あります。

近年では、図書館や公園にカフェや飲食店などを併設し、民間事業者が収益を上げる事例がよく見られます。しかし、小学校施設はそのような収益事業との親和性が高い施設ではなく、PFIの効果を発揮しにくい事業です。また、高浜小学校の維持管理業務については、他の小学校1校当たりの経費と比較して約4倍の経費となっていることを、これまで予算、決算特別委員会において繰り返し指摘してまいりました。

これは、業者が維持管理業務においてでしか利益を得ることが難しいあかしではないでしょうか。契約内容を見直し、変更契約を締結することは、担当職員にとって大きな労力を要するものです。しかし、今回、維持管理業務を見直し、契約額を減額できたことについては高く評価するものであります。

ただ、維持管理業務の契約については、当初契約より今回の変更で7回目となります。当初の維持管理業務6億2,567万9,640円が今回の契約により、7億219万8,880円となり、7,651万9,240円増額となっています。物価高騰により、今後の大幅な増加も否めないところです。

また、今回見直しの対象となった業務について、これまで支払ってきた金額は3,597万6,325円であることも確認いたしました。見直しの内容が法定点検以外のものであることから、利用者に影響を及ぼしたり点検の水準が下がるというようなことはないという答弁から、これまで支払われてきた3,597万6,325円は市民の貴重な税金が無駄に使われてきたと言わざるを得ません。そして、当初契約の内容について見直しや効率化の余地があったことを示しているものと考えます。

今後は、警備保安業務などについても市が直接入札を実施するなど、引き続き、経費削減に取り組んでいただけたらと思います。また、今回の事業契約の見直しにとどまらず、税金の無駄を改善できる事業は数多くあると考えることから、他の事業についても契約内容を検証し、積極的に見直していただくことを強く要望いたします。一つ一つ着実に契約の見直しを進め、より効果的で適正な予算執行につながることを期待し、賛成討論といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 補正予算の討論に移ります。

議案第40号、反対討論。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、反

対の立場から意見を申し上げます。

本補正予算には、企画・調査研究事業として91万8,000円が計上されています。

私は、本事業の目的、優先度と継続性、事業内容、そして行財政改革を進める中で本事業を実施する妥当性の4点から反対理由を申し上げます。

まず一つ目、本事業の目的についてです。

一言で言えば、この事業の真の目的がどこにあるのか、判然としなかったことです。

主要・新規事業の概要によれば、本事業の目的は、関係人口の創出と第7次高浜市総合計画の策定に向けた人材の発掘とされています。しかしながら、助成金申請時の目的を確認したところ、移住・定住促進となっていました。

議会の答弁では、あれもこれもと多く述べられましたが、特に助成金申請時の目的とした、移住・定住促進につながる事業とは思えません。また、この事業が将来の何につながるのかよく分かりません。

次に、事業の優先度と継続性について。

本事業について、副市長からは、優先度の高い事業であるといった趣旨の発言がありました。私は優先度が高いのであれば、計画的に当初予算に計上し、一般財源を使ってでも実施すべきであると考えます。また、優先度が高いならば、来年度以降もしっかり継続すべきです。それは、優先度が高いと副市長自らが答弁したことの重みを考えるからです。

本事業の助成金の要綱には、助成終了後の持続展望が明確であり、持続性かつ発展性のある事業と認められるものであることと明記されています。ところが、これまでの答弁では、持続性や発展性について予算が確保できれば実施するといった趣旨にとどまり、明確な見通しは示されませんでした。また、助成金申請書には年1回以上の定期開催を目指し、地域行事として定着させると記載されているとお聞きしております。そうであれば、助成金の趣旨からいっても、行革の最中にこの事業に予算をつけることが妥当であるかという疑問はありますが、市の一般財源を投入してでも継続するという将来の見通しが示されるべきです。

本事業が本当に優先度が高いのか。事業の持続性や発展性について大いに疑問があります。財政が危機的な状況にあることを踏まえると、将来の展望も明らかにされない。口では優先度は高いというものの、場合によっては1回限りとなり得る事業を補正予算で計上する。

このような状況を踏まえると、本事業を優先度が高い事業と位置づける理由は誤りであり、私は到底納得することができません。

次に、事業内容について、反対理由を申し上げます。

今回の事業は、市が助成金を申請しているにもかかわらず、祭り等を実施している地域団体へ事業を委託するという仕組みになっています。どのような仕様で誰に何を委託するのか、その内容が十分に示されておらず、事業の実施体制が見えてきませんでした。

さらに、委託先についても懸念があります。委託事業である以上、事業実施の責任は委託先が負うこととなりますが、委託先が法人格を有しない実行委員会方式の団体である場合、責任の所在が不明確になるおそれがあります。そのため、こうした団体への委託は適切ではないと考えます。また、子供たちが祭りの準備に参加したり、売り子として活動したりすることは有意義な経験になると思います。しかし、企画段階から全てを子供主体で進めることを求めるのであれば、委託先への負担は非常に大きくなります。加えて、お祭りの実施まであと3か月余りというこの短い期間に、工場見学の企画、広報、実施、その後、お祭りの委託、計画を行うことは、相当な困難が伴うのではないのでしょうか。

今回の事業についても、行政が子供たちと共に祭りへの参加を計画し、地域の協力を得ながら実際の活動につなげるのであれば、理解できます。しかし、現在示されているスキームには無理があると言わざるを得ません。

次に、行財政改革を実施している中での補正であることについてです。

現在、高浜市は行財政改革を進めており、今後、市民サービスの見直しや削減を余儀なくされていきます。このように、市の財政状況が極めて厳しい局面にある状況の中で、本事業に公金を投入し続けることについて、市民の理解が得られるのか、疑問を抱かざるを得ません。

また、職員数も少ない本市の現状を踏まえると、行財政改革への対応に職員が注力し、さらに働き方改革を進めている中で、今この事業に限られた人的資源を割くこと、また、時間外手当、休日出勤手当等を本事業に使うことについて、行財政改革を進めている中での事業の見極めがとてもできているように思いません。行財政改革への対応が求められ、職員数も限られている中で、本当に今、優先して人的資源を投入すべき事業なののでしょうか。私は大いに疑問を感じます。

以上、本事業は目的が明確と言えず、実施スキームにも課題があります。また、助成終了後の持続性や発展性についても十分な説明がなされていません。加えて、厳しい財政状況の中で、本事業に継続的に公費を投入する妥当性についても疑問が残ります。

以上の理由から、本議案には反対いたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第40号、賛成討論。

11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります、議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、2款1項3目の地域内分権推進事業、コミュニティ助成事業補助金ですが、こちらは自

治総合センターコミュニティ助成金を活用し、吉浜まちづくり協議会におけるインクジェット複合機を購入するものであります。

現在市の厳しい財政状況を鑑みれば、今回のような助成金を活用して機器を更新し、長期的なコストダウンを確実に生み出していくという手法は、高く評価されるものであります。今後も財政負担を抑えるべく、補助金や助成金を活用しながら、地域コミュニティにおける機器更新や経費削減へとつなげていくことを強く期待するものであります。

次に、２款１項12目の企画・調査研究事業、大人（親子）向け地域工場見学事業、子ども主体による地域まつり企画・運営事業です。

本事業は、大人や親子での工場見学を通じて、市内の優れた産業に見て、触れて、体験することで愛着を深める地域の魅力を知る場とし、子供主体の地域祭りを通じて、自ら企画、運営し、地域活動に関する場を一体的に創出するものであり、本市における新たな取組として評価いたします。単なる工場見学で終わるのではなく、実際に体験した地域の魅力を今度は地域祭りの場で子供たちが出店し、体験ブースを運営するなど、実践につなげていくというストーリーは、子供たちの主体性と地域への誇りを育む上で極めて効果的であります。さらに補助金を活用することで、市の財政負担を最大限に抑えている点に加え、本事業を通じて市内事業者や地域団体といった多様な主体と連携することで、行政だけでなく企業や地域でも自走できる持続可能な仕組みを構築しようとする姿勢や、ここで得られるノウハウや成果を第７次総合計画後期の策定をはじめ、今後のまちづくりにおける市民参画の機会創出や移住・定住、関係人口の創出へつなげていくという、将来を見据えた先見性のあるすばらしい取組であると評価するものであります。

本市が持続可能なまちづくりを進める上で、地域活動の担い手不足や子供・若者世代の地域参画は、最優先で取り組むべき極めて重要な課題です。そのような中で、今回の子供たちが高浜市への愛着を深め、主体的にまちづくりに関わる今回の取組は、学校教育の枠を超えて地域社会全体で未来の高浜を担う次世代を育てるという意味でも高浜市の未来にとっても大変有意義なものであると考えます。

今後も、単なる一過性のイベントに終わらせるのではなく、地域全体や企業、子供から大人まで市民一人一人がつながり、共に協力していくことで未来の高浜をつくっていくことを期待し、私からの賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより、採決いたします。

議案第33号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 事業契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、各常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第2 議案第42号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（磯村順司） それでは、議案第42号 損害賠償の額の決定及び和解について、議案書に基づき、説明のほうさせていただきます。

本件は、市内ガソリンスタンドにて発生しました物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解するに当たっては議会の議決が必要となりますので、上程をさせていただくものでございま

す。

事故の概要でございますが、令和8年2月6日に春日町地内のガソリンスタンドにおいて、市有自動車の給油後、車両を右方向へ発進させた際、計量機のノズルに接触し、計量機を毀損させたものであります。

和解の内容ですが、過失割合につきましては市100%とし、市の負担する損害賠償の債務の額は、相手方の損害額66万6,490円とし、相手方に支払うものでございます。また、市及び相手方双方は、本和解条項に定めるもののほか何ら債務債権のないことを相互に確認するとしております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 今回のこの事故は、具体的にどのような状況で発生したのか、事故原因をどのように分析しているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 土木グループ。

○土木G（村松靖宣） 道路管理におきまして、道路管理用の車両をガソリンスタンドで給油した際、進行方向の右折方向にハンドルを切って、ハンドルを切りすぎたために内輪差においてガソリンスタンドの給油機のノズルに接触したものでございます。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） その事故に至った、結果的に事故が起きたんですが、その原因のことをちょっとお聞きしたいんですけど。あと加えて、この事故ですね、今回起こしたこの職員個人への対応にとどまらず、同種のこの車両を運転する他の職員に対してもこの同様の事故を防止するための注意喚起や安全運転指導が必要かと思いますが、この点について、事故情報の共有や安全確認の徹底を含め、どのような周知、再発防止の取組を行っているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 土木グループ。

○土木G（村松靖宣） 事故を起こしたのは、委託先の業務の事業者となっております。事業者のほうにつきましては、運転操作の誤りにより内輪差が生じてしまって事故を起こしてしまったということで、不注意によるものだというふうに聞いております。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 答弁漏れありましたよね。私もそう思いました。

再発予防について、お願いします。

土木グループ。

○土木G（村松靖宣） 再発防止といたしましては、職員のほうに安全運転の管理を注意喚起を行うとともに、安全講習などは職員に対しまして実施しており、今後事故がないような形で注意

をしております。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） こうした損害賠償がちょこちょこ出てきてるんですけど、これっていうのは、いわゆる全額、ずっとこの間も保険でやられてるっていうことで補正予算とかにもこれ上がってこないもんですから、いわゆる保険会社と双方の保険会社でやり取りをしているということで、補正予算とかに上がってこないという理解でいいのかっていうところと、あとこれ保険料っていうのがこういった事故によって上がってく、普通の一般の保険はそういう形になるんですけど、そういったことで市の負担が増えるとかそういったことはないのか、どのような契約になっているのか、教えてください。

○議長（神谷直子） 土木グループ。

○土木G（村松靖宣） 車の保険につきましては、市の市有物件の保険で支払っております。全額、保険料で支払っております。また、この事故に伴いまして保険料の増額ということは起きておりません。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません、先ほど私が確認した件についてはそれでよろしかったのかどうか。ちょっと補正予算に上がってこないってことで、双方の保険会社同士でのお金のやり取りだからこれ上がってこないということで、そういう理解でいいんでしょうかね。

○議長（神谷直子） 土木グループ。

○土木G（村松靖宣） 保険会社と相手方との話し合いの中で保険会社のほうが全て、何て言うんですかね、相手方と話し合った結果、こういった形で決まっておりますので、双方の保険会社というよりも市の加入の保険会社と相手方、事業者、ガソリンスタンド側と協議をして、こういう形で損害額ですとか過失割合のほうを決めさせていただいたということでもあります。

○議長（神谷直子） そうじゃなくて、予算計上に上がってないけれども、それでよいのかどうかっていうことなんですけど。

土木グループ。

○土木G（村松靖宣） 保険からの支払いですので、直接、市からの支払いはございません。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 双方の保険会社で話し合っただけで決めた金額で、今の話聞くと100%かなと思うんですけど、金額についてはこれやはり、これ事故した人は結構分かるんですけど、本当に保険会社によって補償の金額とか、どこをどう見るかっていうのでだいぶ変わってきちゃう場合があるんですけど、この金額の妥当性についてはもう市のほうで内部で、内部じゃなくてもいいん

ですけど、うち弁護士の資格を持った方もいるもんですから、そういう方に確認とかそういうことはされているのかどうか、教えてください。

○議長（神谷直子） 土木グループ。

○土木G（村松靖宣） 今回、毀損しました計量機の復旧の費用について、復旧業者から見積りをいただきまして、その金額について保険会社のほうで妥当かどうかというのを判断した上で損害額のほうを決めさせていただいております。実際、その金額で修理のほうを行うというふうで、事業者からも確認を取っております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号 損害賠償の額の決定及び和解について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第3 議案第43号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（村越茂樹） 議案第43号 損害賠償の額の決定及び和解について、御説明を申し上げ

ます。

議案書をお願いいたします。なお、別添の参考資料も併せて御覧ください。

本案は、南中学校の停電波及事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

事故の状況は、令和7年10月21日に発生した南中学校構内の埋設ケーブルの漏電により、中学校及び近隣地域で停電が発生し、近隣の事業者で停電に起因する営業損失等が発生したものでございます。

事故の原因としましては、埋設ケーブルの絶縁体内部に水が入り込み、絶縁破壊となり、学校側の開閉器用の方向性地絡継電器では検出できない間欠地絡が発生し、結果として学校外に波及したことによるものでございます。

損害賠償の額は631万635円となりまして、内訳は、一つ目に停電により納品不可となった製品の製造原価。2点目が、停電対応に要した人件費。3点目が、設備の復旧のためのメーカー対応費用から廃棄製品の売却金額を差し引いた金額となります。

損害賠償は市が加入している学校災害賠償補償保険を適用し、損害賠償の額は保険会社より認定を既に受けております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） 今回の事故原因につきましては、埋設ケーブル内部への浸水による絶縁劣化と方向性地絡継電器では検出できない間欠地絡が重なった特殊な事例と説明のほうをいただいております。仮に、法令に基づく点検や保守管理を適切に実施したとしても発生し得る事故であった場合、市が賠償、損害賠償責任を負うと判断した決定的な理由について教えていただくと同時に、加えて国家賠償法第2条の管理瑕疵や予見可能性の有無という観点から判断したということか、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今回の事故に関しましては、維持管理上に問題はなく予見できなかった事故であります。市の施設からの波及事故で近隣に御迷惑をかけたことに関しましては事実でございます。

市としましては過失はありませんが、瑕疵責任はあるという判断で、保険対応の可能な範囲内で補償することといたしました。

瑕疵責任を明確にするには不測の日数を要しまして、営業損失が発生した市内業者に多大な迷惑をかけるおそれがありますため、設置者である市が保険の適用範囲内で補償し、その後、保険会社の判断によりまして、他のケーブル製造会社等に賠償請求を行う場合もあると考えております。

す。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございました。

今回、予見可能性といったところが重要であったと考えます。では、この埋設ケーブル内の浸水による絶縁劣化や間欠地絡、本市としては事前に予見できたのかっていうところでは今の御答弁ですと、今回は方向性地絡継電器では検出できない間欠地絡であったと説明のほういただいております。

このような事故は、通常の保護装置では検知が困難な事例なのか、また点検の妥当性や法定点検との関係によって防ぐことができたのか、また今回の事故は全国の学校でも起こり得る一般的な事故なのか、それとも本市固有の管理上の事故があったのかというあらゆる観点からの検証が必要だと考えますが、今後の再発防止策をどのように考えるのか、よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） このような事故は予知することは非常に難しいと思いますが、今後も適正な維持管理及び計画的、定期的な点検や設備等の更新を行い、このようなトラブルを未然に防げるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、ちょっと被害の状況についてお聞きしたいと思うんですけど、結局この埋設ケーブルからこれ漏電したこのもとの原因ってというのは何なのかなっていうことと、結局これ停電した時間についても多分出されていると思うので教えていただきたいのと、あと今回のこれについて、私がちょっとこの方向性地絡の継電器についても詳しくないので、この南中学校構内の埋設ケーブルの漏電で近隣住民に影響が出たってということについて、ちょっとここは詳しく教えていただきたいなと思っております。

それから、先ほどから予見できないとかいろんなお話があるんですけど、今回、多分埋設ケーブルから漏電したってこの原因によって、いわゆるその埋設ケーブル自体に何か瑕疵があったのか、それともその施工に瑕疵があったのか、何かこれいろいろ調べるとネズミがかじったりとかいろんな原因もあるらしいので、そのあたりについて先ほど過失はないが瑕疵責任はあるということをおっしゃったので、そのあたりどのようなお考えの下に、この過失はないけど瑕疵責任はあるというような判断をされたのかについて、教えていただきたいと思います。

それから…

○議長（神谷直子） 一旦、ここで切っていいですか。

○13番（倉田利奈） はい。

○議長（神谷直子） はい。では、お願いします、答弁。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず初めに漏電の原因でございますが、埋設ケーブルの絶縁体内部に水分が入り込むことで劣化する水トリーという現象が発生しまして、絶縁破壊が発生したものでございます。ケーブルが絶縁破壊し、地絡電流が針上の波形となったため、学校側の開閉器の方向性地絡継電器では検出できない間接地絡が発生いたしまして、結果として学校外に波及する事故となっております。

停電の時間でございますが、停電が発生したのは当日の23時28分になっておりまして、南中学校以外では1時4分に停電が復旧しております。南中学校の停電が復旧したのは、同日の19時頃に復旧をしております。

ケーブル等に瑕疵がないかということでございますが、ケーブル会社及び点検業者にも瑕疵責任はあると考えております。ただ、先ほども申し上げたとおり、営業損失が発生した市内業者に多大な迷惑をかけるおそれがあるため、設置者である市が保険の適用内で補償したということでございます。その後、保険会社よりケーブル会社や保守点検会社に請求をするという形を取っております。

○議長（神谷直子） では、続きをお願いします。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） これもともとつくった質問ですからね。

これもし保険がこれ下りなかった場合でも営業損失について全額補償しなければいけなかったのかについて教えていただきたいのと、あと今、損害賠償額の631万635円、これについて内訳を教えていただいたんですけど、これは事業者からの申出なのか、これをどのように算定してどのように確認したのか、教えていただきたいと思います。

それから、これ非常に心配してるところなんですけど、これ停電したのが今多分これ1事業者から多分損害賠償請求をされてるからこういう金額になってると思うんですけど、住宅及び事業者、これ何件被害を及ぼしてしまったのかなというところと、あとこれ停電を受けた事業者とかそういうところに聞き取りとか行っているのかについても併せてお聞かせください。

それから、ここ以外に御迷惑おかけしてるところについてあれば、それについての補償については今回上がってきてないんですけど、どのようになっているのかについても教えていただきたいと思います。

とりあえず、1回目ここまでお願いします。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず一点目の質問ですが、保険が下りなくても賠償するのかということでございますが、こちらは設置者である市のほうが瑕疵責任があるということで補償をするという形を取ると思います。

算出の根拠でございます。こちらは保険会社が算出をしておるんでございますが、停電により納品不可となった製品の製造原価、停電対応に要した人件費、設備の復旧のためのメーカー対応の費用から売却製品の売却額を差し引いた金額となっております、こちらは市内事業者から請求があったもので、損害額につきましては保険鑑定人による現地調査及び資料確認に基づき保険会社が認定をしております。

続きまして、停電の件数でございますが、南中学校以外で1,159戸の停電となっております。その聞き取りという御質問でございますが、聞き取りはしてございません。ここの今の市内事業者以外に中部電力を通しまして、近隣の市民の方より住宅内の設備が故障したとの連絡がありましたが、保険会社との協議の結果、連絡があった情報だけでは停電との因果関係が証明できないということで、追加情報を要求しましたが、その後連絡がないという状況でございます。

〔「議長、13番。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） ちょっと質問の途中ですけど、アラームが鳴りますので、暫時休憩させていただきます。再開は、11時5分です。

午前10時58分休憩

午前11時5分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の途中でしたけれども、13番、倉田議員、どうぞ。

○13番（倉田利奈） 結局、今回この埋設ケーブルから漏電したということであれば、埋設ケーブルを多分、再度設置し直してるかと思うんですよね。先ほど開閉器の方向性では感知できないような間欠地絡とかいろんな説明があったんですけど、今回のこういう事故を起こさないような設備になっているのか、それともどのような同じような埋設ケーブルしか設置ができないのか、今後どのように対応策として現在できているのかについて確認したいということと、それからちょっと今回損害賠償金のほうを支払うということで、こういったことがやはり逆パターンもあるのかなと思うんですよね。ほかの確かに大きい工事はたくさんありますので、南中の近くには。そういうことも起こり得ないように、やはり近隣の工場の方へもやはり協力を求めないといけないのかなと思うんですけど、そのあたりのお考えや何か対応されているのであれば、お聞かせいただきたいのと、あと今回、損害賠償金をいわゆる保険会社のほうから支払うということになると思うんですけど、今後そのケーブルを設置している会社、それからそのケーブル自体については引き続き検証をされていくのかどうかというところで、どのように行っていくのかについて詳しく教えていただきたいなというところと、やはり結果的に、どうもこのケーブルも交換が15年から20年ということになっていると、ほかの学校についても起こり得ることかもしれないので、そうなった場合の機器についても今後学校経営として対応されていくのかどうかについても

併せてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今後の対応でございますが、先ほども申し上げましたが、このような事故を予知することが非常に難しいということで、今後起こり得ないかっていうことなんです、可能性はゼロではないかなとは思いますが、今後も適正な維持管理及び計画的、定期的な点検や設備の更新等を行いまして、このようなトラブルを未然に防げるように努めていきたいと考えております。

近隣の協力っていうお話でございますが、近隣市内事業者とそのような維持管理のこともお話をした際に、情報をお互いに取り合おうということで協力体制は取れたのかなというふうには考えております。

次に、ケーブルでございますが、ケーブルにつきましては、今回、事故直後に新しいケーブルに更新をしており、耐用年数20年っておっしゃいましたが、施設台帳のほうでそういった耐用年数等も把握しておりますので更新時期を適正に行っていき、この事故を起こらないように未然に防いでいきたいと考えております。

ほかの小中学校でございますが、こちらでも設備の施設台帳で耐用年数等を把握しておりますので適正な時期に更新のほうを行い、事故を未然に防いでいくという考えでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔「すみません。ちょっと答弁漏れ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） ちょっと答弁漏れなんですけど、結局、今回南中のこの引込みケーブルについても、あとこの方向性地絡継電器、こちらについても多分入れ替えをされたのかなと思うんですけど、そのあたりでいわゆる今後同じようなことが起こらないような機器にしてるのか、何かそのあたりがちょっとよく分からないので。今の御答弁だと、予知することが難しいとか適正な維持管理ということになると、同じやつを入れるしかないのかなって思っちゃうんですけど、そのあたりどうなのでしょう。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今の設備の状況でございますが、今回のケーブルにつきましては他市でも波及事故に遭ったっていう事例がございました。そのようなことを踏まえまして、今ケーブル等を調査した、ケーブルと開閉器等を調査した結果、今適正な機器を整備しておる状態でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第43号 損害賠償の額の決定及び和解について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第4 議案第44号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第44号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第3回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ451万2,000円を追加し、補正後の予算総額を194億4,350万円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金は、中東情勢の悪化に伴う市指定ごみ袋作成費用の高騰に対応するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費は、先ほど歳入で申し上げました国の交付金を活用し、作成単価の増加により当初予算額の範囲で作成できなかった分の市指定ごみ袋を作成するために印刷製本費を計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 多分これ委員会付託されないのでたくさんお聞きしますので、答弁漏れないようにお願いしたいんですが、まず歳入からお聞きしてまいります。

今回の交付金はどのような目的で交付されたのかというところが1点目です。

それから、これ今回の交付金については、いつこれ決定通知が届き、交付決定額は総額幾らであったのかについても教えてください。それから今回、交付の決定を受け、どのような手続、いわゆる内部での手続を行って、検討をいろんな、どこでされたのかよく分かりませんが、検討されて、今回の使途がこれ決定していったのかについても教えていただきたいと思います。

それから、先ほどの交付額の総額っていうのが多分この金額ではないと思うので、残りの交付金については幾らになり、その使途の計画は現在どのようになっているのか、教えてください。

それから、市に利益がもたらされる指定袋、これ皆さん買うよりも、いわゆる市が納入する金額のほうがずっと安いわけですので、いわゆる市に利益がもたらされる指定袋の購入費の財源にこの交付金が使われるっていうのはちょっと物価高騰対策としてなじまないのではないかなと思うんですけど、これ利益が出る事業に本交付金を充てることに問題はないのかどうか。

それから、これ国が市が利益が出る事業に使っていいかどうか、これ確認したのかについても教えてください。

○議長（神谷直子） 一回、ここで切っていいですか。

答弁をお願いします。

総合政策グループ。

○総合政策G（原田 優） 幾つか御質問をいただきました。一つずつ御説明させていただきます。

まず、どのような目的かというところになります。こちらの交付金につきましては、今までいただいている交付金と同様でございますけども、エネルギー、食品等の価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的としている交付金になります。

続きまして、いつ決定通知があつて、総額幾らかという話です。

国からのまず通知は令和8年度の補正予算が成立したことが6月5日にまず事務連絡がござい

ました。その後、6月8日に愛知県より各市町村の配分額が通知されておりまして、高浜市におきましては、1,264万7,000円でございます。

続きまして、内部手続の検討状況、決定方法につきましてです。

この交付金の活用につきましては、今までもそうですけれども、速やかに幹部会を通じて庁内全体に照会をかけておりまして、近隣自治体の動向等も確認をしながら、また今回の通知にあります国の指針や地域の実情を踏まえまして、市全体として各部局に提案をいただきながらですけども、総合的に検討した上で市として最終決定をしております。

続きまして、残りの交付決定金額になります。

こちらの金額につきましては、今回628万9,000円というのが計上されておりますので、残りの交付金につきましては、635万8,000円となります。こちらにつきましても現在検討中でございますので、速やかに使い道等を決めていきたいと考えております。

最後の、財源を充てる、利益だとか間違いがないかっていうところになります。

こちらにつきましては、ごみ袋の物価高騰の部分については他市でも私ちょっと調べさせていただいたところ、例えば徳島県の小松島市さんとかでも、昨年度、ごみ袋、物価高騰に応じておごみ袋の単価が上がったというところで物価高騰の交付金等を使っております。利益っていうところについては、なかなかそういったところで市のほうはそういうふうには思っておりませんで、ごめんなさい、私が答えていいのかちょっとあれですけども、ごみ袋の対価とそれに係る費用を求めて定価等が設定されておりますので、ごみ袋の単価が上がれば、どうしても定価等を上げざるを得ないという検討も踏まえて、今回できる限りその定価を上げないようにこの交付金を使って皆さんに、市民の皆さんの生活を保つというところでやっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これの使途について今回は本来、市が一般財源で購入しなければならない可燃ごみ袋の購入費に充てており、財源を一財からこれ補助金に、いわゆる国からの交付金に付け替えたようにしかこれ見えないんですね。市民の生活の支援等、本来市民に還元されるべき交付金だと私は思ってるんですけど、この交付金がどのように市民に還元されるのかということについて御説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど小松島市があったっていう話なんですけど、国の活用推奨メニューにはこの事業に類似する事業、これどのようなものがあるのか、教えてください。

先ほどから、ただ単にごみ袋を買ったとかではなくて、いわゆるごみ袋が値段が上がって、いわゆる逆に言ったら市の歳入が増えた、そういう形のものがあるのかどうか、教えてください。

それから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この交付金が今回628万9,000円、これ計上されていて、これ歳出の印刷製本費451万2,000円、これ差異があるんですね。その理由に

ついて御説明をお願いしたいと思います。

それから、この差額については、これ補正予算書見るとこの財政調整基金に積み立てられてるんですけど、これ6月5日の内閣地方創生推進室の通達を読んだんですけど、基金の積立てこれ対象外ってなってるんですけど、今回の場合なぜ基金へ積み立てることができるのか、教えていただきたいと思います。

それから、次、歳出のほうにいてもよろしいですか。

○議長（神谷直子） 一回、切りますか。

お願いします、答弁。

総合政策グループ。

○総合政策G（原田 優） 私からは、まず交付金の使い方、市民の皆さんに還元できてるかどうかというところと小松島市さんの例を挙げておりますけども、歳入が消費がっていうところでちょっとこの二つまず説明させていただきます。

還元の部分につきましては、確におっしゃるとおり、今回でいきますと、ごみ袋の定価を据え置くため、どうしても物価高騰の中でごみ袋の原材料が上がってる中で据え置くためというところになります。

市民の皆さんに交付金を使う方法としては、昨年度例えばやった定額減税だとか給付金をお渡しするっていうようなこともありますし、今回の議会を出させていただいてるクーポンだとかそういう交付の仕方もございます。また、給食費等、そういったところでどうしても材料費が上がってる中でそういった補助をすると、そういったやり方もございます。

そういった総合的に踏まえて、市民の皆さんにどういった形で交付金をうまく活用できるかということ判断して、今お伝えさせていただいたとおり、やはりごみ袋の定価が上がることによって生活そういうものが市民全体にとってもやはり圧迫されるということもありますので、今回の交付金を使って定価をできる限り抑制するといったことで御理解いただければと思います。

また、もう一つ、小松島市さん等の例については、ちょっとなかなか把握が、歳入が増えるってところでいくとちょっとそういったものは把握はできておりませんが、先ほどの御説明のとおり定価を抑えるというところでの事例っていうふうであれば、ごみ袋のその価格を抑制するという事例であれば、他市さんいろいろやられておりますので、そのあたりで御理解いただければと思います。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 私のほうからは交付金を基金に積み立てることができるのかという御質問について答弁させていただきます。

まず、この基金の繰入金については、あくまで補正予算の歳出の費用と基金繰入金を除いた特定財源の費用の差額分について財源調整として計算しているものでございます。

交付金は基金に直接充当しているわけではなくて、交付金はあくまでも歳出予算の印刷製本費に充当をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 歳入歳出の額の差異について、私のほうから御答弁いたします。

歳入のほうは、これ物価高の影響をどれぐらい受けるかということで試算をしております、この指定袋、中、小と今年度当初予算に計上させていただいておりますが、この令和8年度に既に発注をしておる契約単価と7年度実績の単価を比較をしまして、中、小それぞれ今年度発注する枚数で試算した場合にそれぞれの指定袋の金額がどれぐらい変わるかということで、その差がこの682万9,000円という金額でございます、歳出のほうはまた歳出のほうで御質問があるかもしれませんが、今回当初で物価高騰の影響で、当初予算で計上した予算内で発注できなかった分を追加で発注するための費用から当初予算で既に発注した分の執行残がございますので、その執行残を差し引いた金額が今回歳出で補正予算を組んでおるものということで、その差が積算の仕方の違いと執行残を差し引いておるという違いがございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 歳出にいきます。

今回、可燃ごみ指定袋の購入費これ451万2,000円について、今回は購入費の財源として全て地方創生臨時交付金充当してるんですけど、交付金がなくても一般財源で今回の補正予算計上されて、交付金がない場合ですね、一般財源で今回の補正予算に計上されていると考えていいのかってところについて確認したいと思います。

それから、可燃ごみ指定袋の購入費451万2,000円、当初予算の積算では不足したということになるかと思うんですけど、これ当初予算の積算、これいつ行われて、不足することが判明したのがいつなのか、その後の対応をどのように行ってきたのか、教えてください。

それから、可燃ごみ指定袋の購入費に今回国の交付金から活用することによって、市の指定袋販売利益、これ結局幾ら増額するのか。また、今回の指定袋を全て一般市民に販売した場合の市の利益っていうのは幾らになるのか、教えてください。

それから、指定袋のこれ販売価格、単価についてはこれ市外から転入してきた方から特になんですけど、高浜市、高いという話をよく聞くんですけど、これ近隣市との単価比較実際どうなのか、教えてください。また、これできればこれ直近3か年の指定袋販売による利益についてもどれぐらいあるのかも教えてください。

○議長（神谷直子） 一回、ここで切ってもいいですか。

答弁をお願いします。

経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） まず、一般財源のみでも予算計上したのかということでございます

が、当初そういうつもりで予算計上はしておりますが、こういった財政状況の中で活用できる財源があればということで財源を充当するということに至ったということでございます。

この経緯のところでございますけれども、昨年、当初予算で計上した金額につきましては、当初予算編成の中でやっておりますので、令和7年8月に見積りを徴収をした金額で当初予算を編成しております。その後、実際に今年度当初予算可決後、発注をするに当たりまして、ちょっとこの社会情勢の変化によって不調になる見通しがありそうかなという中で、8年、今年度に入りまして、5月頃に実際の当初予算で見積りをいただいた業者さんたちに参考見積りを徴収をしたところ、ちょっと全部は難しそうで、このまま発注すると不調になりそうだという見込みが立ちましたので。とはいえ、ごみ袋の在庫を切らすわけにいかないものですから、例年2回にわたって納品をしていただいておりますので、まずは上半期に納品をしていただく分を発注をするということで、既に一部発注をさせていただいておるような状況でございます。

当初予算では、中袋を180万枚、小（しょう）袋を28万枚製造する予定でございましたものを、実際には中袋を120万枚、小（しょう）袋は予定どおりの28万枚の発注ということで、当初予算で計画をした指定袋、中が60万枚不足するということから、この60万枚分を今回、追加で発注するために補正予算のお願いをしたというところでございます。

ですので、当初予算で既に指定袋の、これ指定袋の売上げと言いましても、条例で規定しておりますのは、指定袋で処理する可燃ごみに係る手数料、これが指定袋の販売をもって徴収することとなっておりますので、手数料という形で歳入をしておりますけれども、こちらはその当初予算では、歳出で予定した枚数を販売することを前提に歳入を計上しておりますので、今回この補正予算によって、この歳入が変わるということはありません。

それから、販売、利益ということでございますが、今回でいきますと1枚当たり中袋の単価を10.75円税抜きで見込んでおりまして、これを20円で販売をするということになっておりますので、この差額ということで見込んでおります。

それから、近隣と比較してということでございますが、近隣と比較して高浜市が一番高いという状況でございまして、近隣5市でも販売の立てつけが違うところがございまして、一概にどうかということがありますが、碧南はまだ無料で配っておられますので、実際に販売するときの価格としては袋の大きさも違ったりしますので一律に比べることはちょっと難しいところありますが、碧南だと例えば45リットル45円、30リットル30円という単価で販売をしておられるというふうに承知をしております。

近隣3年の利益については、現在手元に数字を持ち合わせておりませんので、お願いします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。これ続きですか。

○13番（倉田利奈） 続きで。

○議長（神谷直子） はい。

○13番（倉田利奈） 今回の交付金のこれ使途が、市民への物価高騰対策を全て目的としているのか、それともちょっと一般財源を浮かせて財政調整基金を確保することが目的にも見えちゃうんですけど、そのあたりはどうかということについても教えていただきたいんですけど。

企画部長、いかがですか。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 今回交付金につきましては、物価高騰分で市が本来であれば、おそらくおっしゃりたいのは市民の皆さんのこの手数料の部分に上乗せをして、その分を回収する必要があるんじゃないかという意図かと理解をしましたがけれども、そういうことで本来であれば、そうかもしれないんですが、今回は全ての世帯にごみ袋というのは必要なものでございますので、全ての世帯の皆さんが物価高騰のほかの影響もある中でごみ袋の金額も上がってしまうと、生活に密着をしたものでございますので、その影響を極力減らすという意図でこのごみ袋のところへ充てさせていただくというふうに御理解いただければと思います。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） いろいろ御質問いただきましたけど、様々なことを展開する事業には必ず事務費だとか、それから人件費でも非常にかかってくるわけですよ。我々いろいろ考えて、たまたまそういったごみ袋の高騰の問題があると。じゃあそこは端的に予算をそこに投入することによって、特別大くないいわゆる事務費とかそういうのが出ないということの判断も一つでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、2回目ですか。

○13番（倉田利奈） はい。

○議長（神谷直子） 13番。

○13番（倉田利奈） 先ほどの御答弁で、幹部会で庁内に全部にこういう交付金があるよってことを提案してその後に決定されたってことなんですけど、この決定する場っていうのはどこになるかよく分からないですし、今回、このごみ袋について交付金を使うっていうことについてのこの決裁、最終の決裁はどなたになるんですか。これは副市長なのか、企画部長なのか、そのあたりちょっとよく分からないので教えていただきたいのと、あと、先ほど小松島市の話が出ました。

例えば、我々市がごみ袋1袋納入するのに200円で納入していて、今まで200円で売ってました。それに対して今回は物価高騰で250円になっちゃうから50円分を、そこは物価高騰のこの交付金を充てますっていうのであれば全然市民も納得すると思うんですけど、今回はそういう事業ではないということです。先ほど小松島市の話が出て、小松島市については内容の細かいことについては存じ上げないということなんですけど、多分そういう200円が250円、今の話かどうかも確認をされていないということなのかなということと、あと、国に対して、こういう使い方につ

いては問題がないかということについては確認をされているのかどうかについては、ここはしっかりお聞きしたいと思います。

それから、先ほどから定価を据え置く、定価が上がってしまうから定価を据え置くために今回の交付金使うよってなると、結局この交付金っていうのはポンポンって一時的に来るものなんで、いつどれぐらい来るか全く今分かんない状況なんですよ、国から。そうすると、この交付金がなくなっちゃったらごみ袋値上げされるんですかって、市民、単純に思うんですけど、そこをどうなるのかっていうことについて教えていただきたいと思います。

それから、今の御答弁でいくと、結局8年度に既に発注したものに対しても結局今回の交付金を使ってるっていう意味なのかなと思うんですけど、先ほどの御答弁を総合的に考えると。その8年度に既に発注したもの、いわゆる以前に発注したものに対してもこの交付金が使えるのかどうかっていうことについてもこれ国に確認をされているのかどうかについて、これ教えていただきたいと思います。

○議長（神谷直子）　ここで切ってもいいですか。

○13番（倉田利奈）　はい。

○議長（神谷直子）　答弁をお願いします。

総合政策グループ。

○総合政策G（原田　優）　私、4つお答えさせていただきます。

まず、決定する場合、そして決裁、あと小松島市、例に出させていただいたところの内容と国に確認したかという、この4点御説明させていただきます。

まず、決定する場合、また決裁につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおりでございますけれども、交付金が通知がございましたら速やかに幹部会、部長会を通じて照会をかけております。そのあと、提案をいただいて特定の部局のみで判断をするというわけではなくて、市として各部局の提案を総合的に検討した上で市として最終決定をしておりますので、御理解をいただけたらと思います。

続きまして、小松島市さんの内容ですけども、私が今手元に持ってる内容でいきますと、やはり、あのうち今回高浜市がやるような形と同じで、小松島市さんは令和7年度にこれ実施されますけれども、物価高騰前の調達価格とその令和7年度の調達価格の差額を算出して、その分を交付金を充てて、市民の方に還元をしているという形になります。高浜がやってることと類似をしているというふうに思っておりますので、国にはまだちょっと確認はできておりませんがこちらが計画自体が通ってるということから、今回の部分についても問題ないと考えております。以上です。

○議長（神谷直子）　経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉）　交付金がなくなったら値上げをするのかということでございます。

議員おっしゃるとおり、本来であれば、物価高騰で原材料費が上がりますので、値上げをしなければいけないというふうに思いますけれども、今ちょうど行財政改革でこの歳入の見直し、使用料・手数料の見直し等々、検討しておる最中でございますので、その検討の中で一緒に考えていくものと考えております。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 答弁漏れなんですか。お願いします。

〔「もう一回、聞きますか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） もう一回、質問をお願いします。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 8年度に既に発注した分について、多分それを今回の交付金にも一部充ててるものですから、それについては国に確認したのかどうかという質問につきましては、御答弁がございませんでしたので、お願いします。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（原田 優） そちらに関しては、令和8年度に実施する事業であればこの交付金は活用できますので問題ないと考えます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、2回目の続きの質問をお願いします。

これ、ぜひこれ多分企画のこれ話なので企画部長にお答えいただきたいんですけど、これ交付金を活用して財政調整基金にこれ今回積立てがされているということで、これ一見するとこれ交付金の目的外利用とも受け取られないんですね。この交付金の使い方が制度趣旨に照らして適正だとする理由を明確にしていきたいのと、その部分について企画部長が私はこれ最終決裁権者になるかどうかもちっと先ほど何かしっかりお答えがなかったんですけど、これ決裁が副市長なのか企画部長になるか分かんないんですけど、この点について明確にしていきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 企画部長。

○企画部長（野口恒夫） 先ほども答弁させていただいたとおりでございます。

交付金の目的としては消費下支え等を通じた生活者支援というところでございます。本来、指定ごみ袋、価格高騰によってそれが価格を抑える、ごみ袋の手数料を価格転嫁に防ぐことを目的としまして、物価高騰に苦慮している市民へ支援を行うという趣旨の内容でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） いろいろと質疑、答弁聞いてたんですけど、行政の仕事ということで確認的な質疑になるんですけど、先ほど答弁の中で経済環境グループリーダーが利益という発言を

されたんですけど、そもそも市役所のサービスというのは公共サービスであるので、利益を目的としたサービスはしていないと私は思っているんですけど、そのあたり利益という言葉を使った意図、理由、その辺、言い訳があれば、教えてください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 利益と言いましたかね。ちょっと私ごめんなさい。読んでるわけじゃないんで記憶にちょっとはつきりしないんですけども、利益ということではなくて、この指定袋の。利益というのは質問されたから、それに答えたのかもしれないんですけども。

ももとは指定袋を販売して利用料を徴収してますので、その使用料が市に入るわけなんですけど、その使用料は市の利益ではなくて、この手数料ですので、このごみの収集運搬事業に充当してますので、これはごみを収集運搬してもらうための費用として活用させていただいておるということで、特に意図があって利益という言葉を使っておりませんので、何でしたら利益という言葉、訂正させていただきますが。お願いします。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） 市役所全体のことで聞いているんですけど、こういった市のサービスというのは公共的なサービスなので、決して利益を目的としてサービスをするのではないと思っています。そのあたり、確認で利益という言葉をもうこの以後使わないということで、確認をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、長谷川議員のほうから利益という文言についての御質問でございますけど、我々、今おっしゃったように、行政サービスというのは、税を通じて、皆さんからそれにお返しをしていくという、そういう立ち位置でございますので、今後はそういった趣旨の言葉遣いは慎んでいくように努めていきたいと思っています。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第44号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、中サイズの指定ごみ袋の原価が当初予算では1枚8.65円と見込まれていたものが10.75円に上昇したことに伴い、その価格高騰分に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当するものです。

私が反対する理由は2つあります。

第一に、この交付金が市民へ直接還元されるものではないということです。

現在、指定ごみ袋は中サイズが1袋200円、小サイズが1袋150円で市内各店舗において販売されています。令和8年度の当初予算では、中サイズのごみ袋は1袋当たりの原価が86.5円であるのに対し、市民には200円で販売されており、その差額は市の一般財源となっています。

今回の補正予算では、販売価格1袋200円のうち、原価が86.5円から107.5円となり、その差額分に対し、交付金を充当しています。

よって、原価上昇によって減少する一般財源を交付金で補填しているようにも受け取れます。

しかし、市民が購入するごみ袋の価格はこれまでと変わらず、中サイズは1袋200円のままです。つまり、市民には交付金による直接的な利益や還元はありません。

令和8年4月1日及び6月5日の内閣府地方創生推進室からの事務連絡では、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や支援者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とすることが基本的な考え方として示されています。今回の補正は、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とすることという基本的な考え方にとった交付事業とは言えません。

第二に交付金の一部を財政調整基金へ積み立てることです。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金628万9,000円のうち、ごみ袋の価格高騰へ充てられるのは、451万2,000円でその差額177万7,000円を財政調整基金へ積み立てる内容となっていることです。

先ほども申し上げた内閣府地方創生推進室事務連絡では、令和8年度における重点支援地方交付金の取扱い等について、対象外経費として、基金の積立金と明記され、基本的に基金への積立てはできない上、財政調整基金への積立ては認められないと明記されています。

このような手法が認められるのであれば、予算を組み替えることで、交付金を様々な事業に充当することが可能となり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的を逸脱しかねません。

以上のことから、今回の補正では交付金の趣旨に照らした適正な執行とは言えません。また、市民になぜこの交付金の使い方が市民の物価高騰対策に値するのか説明し、理解を得ることは極

めて困難です。

今後は、交付金の趣旨をよく理解し、市民や地域団体へ直接的に還元できる事業を計画していただくよう強く要望し、私の反対討論を終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第5 報告第12号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第12号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

報告第12号の2ページ目をお願いいたします。

報告第12号は、市立幼稚園で発生した事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告をいたすものでございます。

（3）事故の概要でございますが、令和8年4月15日に高浜市立幼稚園の保育室内において、自主遊び中に走り出した当該児童が椅子に足を取られ転倒し、着用していた眼鏡の右レンズが外れ、紛失し、損害が生じたものでございます。

この事故における過失割合を（4）のとおり、市100%、相手方ゼロ%とし、市が負担する損害賠償の債務の額は相手方の損害額7,700円の全額と決定いたしました。

本件に関しましては、その他の債権債務がないことを相互に確認することとして和解したものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 以上で報告を終わります。

○議長（神谷直子） 日程第6 意見案第1号 公務用車両のカーナビに係るNHK受信料の全額免除措置を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

7番、福岡里香議員。

〔7番 福岡里香 登壇〕

○7番（福岡里香） 意見案第1号 公務用車両のカーナビに係るNHK受信料の全額免除措置を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

現在、公用車に搭載されたテレビ受信機能つきカーナビについては、実際にテレビ視聴を目的としていない場合であっても、受信契約及び受信料の支払いが必要とされています。

一方で、公用車のカーナビは、経路案内や運行管理など公務遂行のために設置されているものであり、テレビ放送の視聴を目的として導入されているものではありません。

また、本市においても、受信契約漏れが判明した際、担当者からテレビ受信可能なカーナビについて、契約の必要性を認識していなかったとの説明がありました。

このことから、カーナビ設置者の認識として、また実際の運用の実態としても、放送の受信を目的として設置されているものではないことは明らかであります。

今回、提出する意見書は、NHKそのものの是非や受信料制度そのものを問題視するものではありません。現行制度において、契約義務があることは承知した上で公用車のカーナビの設置目的と制度との間に生じている実態上の乖離について見直しを求めるものであります。

また、公用車の受信料は、国民の皆様からお預かりした貴重な税金によって賄われております。限られた財源は住民の安全・安心を支える公共サービスの維持・向上に活用されるべきであります。

また、近年は全国の多くの自治体において同様の問題が明らかとなっており、公用車のカーナビに係る受信料負担の在り方について見直しを求める声が広がっております。

昨年、千葉県議会の千葉市議会の自民党会派が全国で初めて本件に関する意見書を提出し、これが可決されて以降、四街道市、匝瑳市、鎌倉市、座間市、厚木市及び神崎市においても同様の意見書が提出され、いずれも可決されております。

本意見書は、社会福祉施設や学校などに適用されている免除制度と同様に公務遂行のために使用する公用車のカーナビについても自治体からの申請に基づき、受信料を全額免除する制度の創設を国に求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

〔7番 福岡里香 降壇〕

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

10番、北川議員。

○10番（北川広人） 提案趣旨はよく分かったんですけども、なぜ公用車に限っての全額免除という意見書なのかがよく分かりません。ほかにも免除すべき対象となるところっていうのは多々あると思います。もっと言えば、全て税金で賄える、受信料でやらないでいいという、そういう政党まであったように思いますけれども、そのこのところこれに限った意見書を高浜市議会から出す意義というものがよく分かりませんので、そのこのところを教えていただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 全国的に今、公用車、今まで庁舎内とかの受信料は全国自治体で支払ってるんですけども、公用車だったり消防車、あと携帯電話ですね、テレビが視聴できる携帯電話を市の職員さんが持ってるそのことに関して契約できていないっていうことをNHKのほうから指摘されることが近年増えてきて、それを未払いが増えてきているという現状が分かってきたので、今回、公用車に関するこの全額免除の意見書を出すということです。

○議長（神谷直子） 10番、北川議員。

○10番（北川広人） 2回まで。

○議長（神谷直子） 2回までです。

○10番（北川広人） 全く今の説明では分かりませんけれども、あの、例えば公共施設にあるテレビも含めて、全てのものに関して公の施設に対して、あるいはカーナビに対して、全額免除するとか、というようなところで考えていくな、まだ市民のためにやってる感があると思うんですけども、今、はやりで全国でやってますからみたいな形で出すっていうのはいかなものかなという気がするのの一つあるのと、それからもう一つお聞きしたいのは、本来、放送法に対してのことですから、例えば全額免除するということに、この意見書を出すときに、高浜市は全てもうお支払いをしたというふうに聞いてますけども、まだ未払いのところもあるというふうに聞いてますから、それに関してはきちんと契約上の執行をしてからやるというようなただし書等を当然ここには載せるべきだというふうに思います。

高浜市のためにこれを出すわけじゃないですから、そういったのが抜けてるっていう理由は何でしょうか。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） そもそも公共施設とかではNHK見られてると思うんですよね。見ているものに関して支払うっていうことですよね。ただ、公用車に関して…

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○7番（福岡里香） 違いますか、そういう意味じゃないですか。ごめんなさい。

〔「施設って言ってましたね」と呼ぶ者あり〕

○7番（福岡里香）　そうですね。

〔「施設はもちろん払ってる」と呼ぶ者あり〕

○7番（福岡里香）　もちろん契約はしなければいけません。

それで、はい、放送法に基づいて、なんて言うんですか、テレビがあるものに関しては支払うって言うふうになってるんですけど、公用車や消防車に関しては皆さんお仕事をされて、テレビを見ている目的でカーナビをつけてはいなくて、テレビは見えていないんですよ。それなのに支払わなければいけないという、それを税金、皆さんの税金で支払わなければいけないということに関してそれが問題だと感じているので、今回意見書を出しているのと、ごめんなさい。何でしたっけ。質問忘れちゃった。

〔「そんなことを附則でわざわざつけることじゃない。当たり前のこと…」と呼ぶ者あり〕

○7番（福岡里香）　ちょっと質問を忘れました、ごめんなさい。

○議長（神谷直子）　質問を忘れられたんですけど、質問されますか。

〔「もういいです」と呼ぶ者あり〕

〔不規則発言あり〕

○議長（神谷直子）　7番、福岡議員。

○7番（福岡里香）　そうですね、支払いをできてないところは支払わなければならないというふうになっていますので、そこは支払っていただく。そこは決まっていることなので書く必要はないかと思っております。

○議長（神谷直子）　ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子）　質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

1番、橋本友樹議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど冒頭でNHKの在り方、また受信料制度についての批判ではないとおっしゃっておられましたが、まずもってNHKっていうのは、公共の福祉と文化の向上に寄与するために、寄与することを目的に設立された公共放送事業体であるということがまずあります。

NHKというのは、国営放送ではなく公共放送ということですから、税金が投入されるわけでもなく、また民間放送のように広告収入を財源に運営されているわけではありませんので、そのために…

〔不規則発言あり〕

○議長（神谷直子） 不規則発言は御遠慮ください。

○1番（橋本友樹） そのために、特定の利益や民間放送という視聴率至上主義みたいにならずに、報道番組をはじめ、Eテレはじめとする教育、教養番組ですか、それとそのほか大自然や野生動物などのすばらしいドキュメンタリー、そしてなかなか放送されない歴史について、また古典芸能、さらに福祉といった営利目的ではなかなかできないといった優良な番組を放送されているところであります。特に災害時においては、その果たす役割というのは非常に大きいですね、先ほど公用車のカーナビではテレビを見ないといったことを言っておりましたけども、災害が発生したときに、公用車にテレビ受信機能があれば、まずNHK確認するんじゃないんでしょうか。最近地震とかも頻発しておりますし、先日の台風が接近した際にも皆さんNHKをつけたということは多いと思います。

こういったところで、NHKが果たす公共放送としての役割というのは十分に発揮されていると考えております。

今回、地方自治体の受信料ですか、免除されるということになりますと、一部といえど受信料収入というのが下がる。そうしますと、今やっている放送の質が下がる。この質が下がるということは、反対に公共の福祉に反対、目的としている公共の文化の向上と福祉に反することになってしまうのではないかというふうに危惧しているところであります。

意見書案には、地方財政に不合理な負担を強いるだけでなく、納税者である市民の理解を得ることも困難であるとありますけれども、何をもって不合理としているのか。受信料というのは、先ほどもありましたように、放送法において、NHKの放送を受信できる設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結しなければならないと定められており、さらに日本放送協会受信規約によって受信料の支払いというのが定められている。この定めに従って、地方自治体といえども、受信料を負担するというのは当然であると考えております。

財政上、厳しいということになれば、受信料の免除ではなく、受信装置のほうを撤去するなどの措置を講じるのが当然であると考えております。ここの自治体だから免除されるということになりますと、受信料の公平な負担をいただいている現在の制度において、逆に市民の理解を得られないのではないかと考えております。社会福祉施設や学校に適用されているNHK受信料免除

基準、このNHK受信料免除基準というのは、NHKが定めているものであって、もちろん総務大臣の許可を得て定めたものではありませんが、そのことについて、国に対して制度自体、今回の免除制度の確立を求めるというのは、少し筋が違うのではないかというふうにも考えております。

以上のことをもちまして、本意見書には賛同しかねますので、意見書の提出には反対とさせていただきます。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

14番、黒川議員。

〔14番 黒川美克 登壇〕

○14番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、意見案第1号 公務用車両のカーナビに係る受信料の全額免除措置を求める意見書について、賛成の立場から討論をいたします。

本意見書はNHKの放送そのものや受信料制度そのものを否定するものではありません。公用車に搭載されたテレビ受信機能つきカーナビに係る受信料について、実態に即した制度となるよう、その見直しを求めるものであります。

現在、多くの自治体では、公用車に搭載されたカーナビについて、実際に放送を視聴する予定がなくても受信料の支払いを求められています。限られた財源を預かる地方自治体にとって、住民の貴重な税金の使い方として適切なのかという課題が指摘されています。

岐阜県では、江崎禎英知事が視聴予定のない機器にまで貴重な県民の税金を払い続けることは、県政を預かる者として適切ではないと述べ、制度の見直しを国やNHKに求めています。また、過去分の受信料の取扱いについて、自治体間で著しく公平性を欠いていることも問題提起されています。

さらに、本件は決して特定の政党だけが主張しているものではありません。自由民主党では、千葉市議会の自民党会派が全国に先駆けて公用車の受信料免除制度の創設を求める意見書を提出し、可決しました。立憲民主党では、石垣のりこ参議院議員が国会において公用車のカーナビ受信料の免除について政府の見解を求めています。日本共産党からも実際に利用していない機器にまで税金を充てることは不合理であり、制度の見直しが必要であるとの趣旨の考えが示されています。そして、地方議会からも同様の趣旨の意見書が提出され可決されています。

地方自治体だけでは解決できない課題であるからこそ、国に制度の見直しを求める意見書が全国各地で提出されているのであります。

このように本件は、政党や立場を超え、全国の自治体が共通して抱える課題となっています。公用車のテレビ受信機能つきカーナビに係る受信料について、実態に即した制度となるよう見直しを求めることは極めて妥当であり、本意見書を提出する意義は十分にあるものと考えます。

議員各位におかれましては、本意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同くださいますようお願い

い申し上げて、賛成討論といたします。

〔14番 黒川美克 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

12番、柴口議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、意見案第1号 公務用車両のカーナビに係るNHK受信料の全額免除措置を求める意見書について、反対の立場で討論を行います。

まず、本意見書が提起する問題意識そのものを否定するものではありません。

公用車のカーナビは、主として経路案内等を目的として設置されているものであり、テレビ視聴を目的として設置されているものではありません。また、公務用車両についても受信料免除制度の対象とすべきではないかとの問題提起については一定の理解をするものであります。

しかしながら、現在は物価高騰が長期化し、多くの市民、国民が生活への不安を抱えています。このような状況の下で受信料制度の見直しを求めるのであれば、まず優先されるべきは、低所得者や生活困窮者に対する減免制度の拡充ではないでしょうか。受信料制度の見直しを求めるのであれば、その方向はまず市民、国民生活の負担軽減に向けられるべきであると考えます。

今回の意見書は、公務用車両のNHK受信料の全額免除を求めることです。自治体の負担軽減を求めること自体を否定するものではありませんが、受信料制度の見直しを求める方向性としては考え方が異なるものです。

以上の理由により、本意見書には賛成できないことを申し上げ、反対討論といたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 公用車に搭載されたカーナビにおけるNHK受信料の全額免除制度の創設を国に求める意見書の提出について、賛成の立場から意見を申し上げます。

地方自治体の最大の役割は、住民の福祉の増進を目的として、地域における行政サービスを自主的かつ総合的に提供することにあります。

現在、スクールバスや社会福祉施設等については、その設置主体や利用者の状況に応じて自治体または福祉事務所が発行する証明書を添えてNHKへ申請することにより、受信料の全額免除を受けることができます。

このような制度の趣旨を踏まえれば、自治体の公用車についても受信料の全額免除の対象とすることに何ら支障はないものと考えます。また、同様の意見書が提案された自治体の議会では、現在確認した中ではいずれも可決され、否決した議会はないと伺っています。

高浜市においては、これまで何度も申し上げてきましたが、財政調整基金が最低限必要とされる10億円を下回っており、このままでは来年度当初予算の編成後には財政調整基金が枯渇する見込みとなっています。限られた財源を住民福祉の充実に活用するために、合理性を欠く支出については省いていくことが今求められているのではないのでしょうか。

こうした本市の厳しい財政状況を踏まえ、高浜市議会として本意見書が全会一致で可決されるよう、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 公務用車両のカーナビに係るNHK受信料の全額免除措置を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

○議長（神谷直子） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 杉浦康憲 登壇〕

○市長（杉浦康憲） 議員の皆様には去る6月11日に開会以来、21日間にわたる慎重なる御審議をいただき、全ての議案に御可決いただき、誠にありがとうございました。

本定例会でいただきました適正な御意見、御提案につきましては、今後の市政運営にしっかりと生かしてまいりたいと思います。

さて、物価高騰が続く中、市では8月17日から今回御議決いただきました「たかはま元気もりもりクーポン」を実施いたします。市民の皆様の家計の一助となることはもちろん、市内業者の皆様の元気につながり、さらには市外から消費を呼び込むことで地域経済の活性化につなげてまいります。ぜひとも多くの皆様の御利用をお願いいたしたいと思います。

また、7月23日、24日の2日間にはフードドライブを実施いたします。御家庭で余っている食品が御支援を必要とする方々の力となりますので、市民の皆様方の温かい御支援、御協力をお願いいたします。

そして、先ほどのごみ袋の交付金のお話で若干誤解があるといけないので、また補足、お話をさせていただきたいと思っております。

御質問の中で、私も非常に自分の中で理解できなかったのが、利益、利益という言葉が出てました。私も非常に違和感を感じておりました。利益なんていうものは行政においてありません。そして答弁の中にもありましたが、皆さんこれ分かりますよね。当然この今、物価高騰、原油等いろいろ上がっている中でごみ袋が原価が上がってしまうということで、それを上げないで何とか市民の皆さんに原価、今までの価格で提供しようということで交付金を使うということであります。それが何をもって直接か間接かというのがありますが、お金を配ることが全てが直接だとは思いませんし、そういった中で税金をしっかりと税金と交付金をしっかりと有効に使っていきたいと思っております。そして、財調に積むことがおかしいんじゃないかという話もありましたが、これは一時的に積んであるだけでありまして、交付金ですから、これ実績です。実績で使わなければ国にはお返しするんですよ。何も別に財調に積み残すことはありませんので、そこはまず誤解のないようにいただきたいとそういった話も当然答弁をして、皆さん御理解いただいていると思いますが、補足としてお話をさせていただきました。

そして、さておき、これから本格的な夏を迎えます。

市では、ひと涼みスポット設置や中学校体育館への空調設備など、暑さ対策を進めてまいります。市民の皆様におかれましては、熱中症に十分に御注意いただき、健康第一でお過ごしいただければと思います。そして、高浜市におきましても、これから暑い夏を迎えます。行財政改革には様々な課題がありますが過去にとらわれることなく、時代に合った本当に必要なものを見極め、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと思います。市民の皆様がこれからも住みたい、住み続けたいと思える高浜市を目指し、この暑い夏に負けない熱さで一步一步、将来を見据えたまちづくりを進めてまいりたいと思います。

結びに、議員の皆様には今後とも市政運営に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶と代えさせていただきます。

ありがとうございました。

〔市長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（神谷直子） これをもって、令和8年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月11日の開会以来、本日までの21日間にわたり、始終御熱心に御審議いただきまして、本日ここに、その全案件を議了して閉会の運びとなりましたことに厚くお礼を申し上げます。

当局におかれましては、会期中に出されました意見等を十分尊重されまして、今後の施策に反映されますことを強く要望し、閉会の言葉といたします。

ありがとうございました。

午後0時17分閉会
